

## 令和7年度道路台帳更新業務委託

### 特記仕様書

#### 第1章 総則

##### (適用範囲)

第1条 本仕様書は、盛岡市（以下、「発注者」という。）が受注者に委託する「令和7年度道路台帳更新業務委託（以下、「本業務」という。）」に適用する。

##### (目的)

第2条 本業務は、発注者が管理する道路台帳データ、道路網データ、道路台帳調書等の更新作業および、更新したデータを発注者が運用する道路情報管理システムにて運用可能なデータを作成することを目的とする。

##### (準拠する関係法令等)

第3条 本業務は、この仕様書によるほか、次の法令等に準拠するものとする。

- (1) 道路法（昭和27年法律第180号）
- (2) 道路法施行規則（昭和27年建設省令第25号）
- (3) 盛岡市公共測量作業規程
- (4) 盛岡市財務規則及びその他関係法令等

##### (履行期間及び成果品納入場所)

第4条 本業務の実施期間は、契約日から令和8年3月19日までとし、成果品の納入場所は盛岡市建設部道路管理課とする。

##### (受注者の要件)

第5条 受注者は、本業務を遂行するために下記の要件を満たす事業者であることとする。

- (1) 建設関連業務委託入札参加資格の測量業務甲又は乙であること
- (2) 令和2年度以降に完了した同種かつ同規模業務（中核市以上の自治体における道路台帳[デジタル]作成及び道路管理システム導入）の実績を有すること
- (3) 日本工業標準調査会「品質マネジメントシステム」による認証（QMS：Quality Management System：ISO9001）
- (4) 日本適合性認定協会「環境マネジメントシステム」による認証（EMS：Environmental Management System：ISO14001）
- (5) 情報システムセキュリティ管理適合性評価制度による公的外部機関の承認（ISMS：Information Security Management System：JISQ27001）
- (6) （一財）日本情報経済社会推進協会「個人情報保護に関する事業者認定制度」による認証（プライバシーマーク：JISQ15001）

##### (配置予定技術者の要件)

第6条 本業務を円滑かつ確実に履行するための条件として、受注者は以下の事項を満たすこととする。

(1) 配置予定主任技術者

ア 前条(2)に定める同種かつ同規模業務の実績を有すること

イ 測量法第49条に基づき登録された測量士の資格を取得していること

(2) 配置予定担当技術者(複数人の配置による対応も可とする。)

ア 前条(2)に定める同種かつ同規模業務の実績を有すること

イ 空間情報総括技術者の資格を有すること

(着手時の提出書類)

第7条 本業務の着手にあたり、受注者は下記書類を発注者に提出することとする。

(1) 業務着手届

(2) 業務工程表

(3) 業務実施計画書

(4) 主任技術者届(経歴書・資格証明書写しを添付)

(5) 担当技術者届(経歴書・資格証明書写しを添付)

(6) 第5条に定める要件を証明する書類

(資料の貸与)

第8条 本業務に必要な図面等資料は、発注者が所有するものについては貸与するが、貸与した資料について、受注者は目的完了後、速やかに返還しなければならない。

(1) 道路台帳関連資料

(2) 盛岡市共用空間基図DMデータ

(3) 移動計測測量システムMMSデータ

(4) 簡易移動測量システムL a d y b u g データ

(守秘義務)

第9条 本業務における成果は、発注者に帰属するものであり、受注者は委託の過程及び結果から知り得た情報について発注者の許可なく公表してはならない。

(成果品の帰属)

第10条 本業務における成果品は、既に著作権を有するもの以外はすべて発注者に帰属するものとし、受注者は、発注者の許可なく使用、流用してはならない。

(瑕疵担保)

第11条 本業務完了後、受注者の過失または疎漏等に起因する瑕疵があった場合には、受注者の責任において補正・修正を行なうこととする。

(疑義)

第12条 本業務の実施にあたって、本仕様書に明示なき事項及び疑義が生じた場合は、その都度、

発注者と受注者が協議のうえ発注者が決定し、受注者はその指示に従うこととする。

(業務実施における留意点)

第13条 本業務は、道路上における交通の妨害にならないよう次の各項に留意し、施行するものとする。

(1) 測量及び調査実施のため交通禁止又は制限を要するときは、あらかじめ所轄警察署並びに発注者の許可、承認を得て危険防止のため必要な措置をとること。

(2) 本業務実施中、事故があったときは所要の措置を講ずるとともに、事故発生の原因及び経過、事故による被害の内容について、速やかに発注者に報告すること。

(成果品の訂正)

第14条 受注者は作業完了後といえども、受注者の過失又は粗漏に起因する不良箇所が発見された場合は、発注者の必要と認める訂正、補足、報告及びその他の処理をするものとする。

## 第2章 業務内容

(業務概要)

第15条 本業務概要は、次のとおりとする。

なお、道路情報管理システム用データの作成をおこなうものとする。

(1) 道路台帳図データ更新 1/500

|                 |          |
|-----------------|----------|
| ア 認定（共用空間データ有り） | 1. 27km  |
| イ 認定（移管受入分）     | 3. 84km  |
| ウ 改良（共用空間データ有り） | 6. 82km  |
| エ 廃止（部分廃止を含む）   | 0. 69km  |
| オ 調書更新          | 12. 63km |

(2) 道路台帳図データ更新 1/1, 000

|                 |         |
|-----------------|---------|
| ア 改良（共用空間データ有り） | 0. 80km |
| イ 調書更新          | 0. 80km |

(3) 認定路線網図・調書製本

|                 |          |
|-----------------|----------|
| ア 網図作成（盛岡地区）    | 1 地区     |
| イ 網図作成（玉山地区）    | 1 地区     |
| ウ 網図製本          | 14 冊     |
| エ 網図バインダー用      | 38 冊     |
| オ 調書糊付け製本（盛岡地区） | 29 冊     |
| カ 調書簡易製本（玉山地区）  | 22 冊     |
| キ 調書更新          | 13. 44km |

(4) データ構造化

ア 道路部データ構造化 1/500 12.63km

イ 道路部データ構造化 1/1,000 0.80km

(5) 図面変換データ作成

ア 道路現況図D X F・D W G・P D Fデータ作成 65 面

イ 道路台帳図P D Fデータ作成 65 面

(現地測量「測量計測機器について」)

第16条 現地測量においては、高精度G N S S移動計測システムを利用して、レーザー一点群及び前方映像による道路現況データの取得を行うものとする。取得したデータは、後続作業に最大限活用するものとし、取得が困難な箇所（狹隘部、規制部、陰影部等）については、後続作業で補測するものとする。

なお、令和2年度以降に計測した同様のデータがある場合は、そのデータを活用することを認めるものとする。

2 高精度G N S S移動計測システムの計測に際しては、盛岡市公共測量作業規程に定める地図情報レベル 500または 1,000を満たすように精度管理を行うものとする。

3 本作業の対象範囲は、監督員との協議により決定するが、基本的には概ね1 km程度の連続した区間とする。

4 補備測量が必要な場合は、T S法（C G平板測量）及びR T K－G N S S測量（V R S方式）により実施するものとする。

(現地測量「共用空間データ有り」)

第17条 取得したレーザー一点群データを用いて、経年変化等の修正箇所の地物、地形等に関わる地図情報を数値形式（X、Y、Zの座標値と所定の分類コード）で取得し記録するものとする。

2 取得するデータは盛岡市公共測量作業規程に定める数値地形図データ取得分類及び盛岡市共用空間データ取得基準に従って取得するものとする。

3 数値図化に用いる数値図化機は、所定の精度を保持できる性能を有するデジタルステレオ図化機とし、数値図化時にデータの取得状況や結線情報が図形としてモニタリングでき、かつ編集機能がついているものとする。

(現地測量「修正数値編集」)

第18条 第17条で取得された各取得項目データを、編集装置により現地調査等の資料を参考に編集し編集済みデータを作成するものとする。

2 数値編集は、原則として真位置にデータを表示することを基本とする。ただし、境界等のデータで真位置に表示することが地図を見づらくすると判断されるようなものは、その作図時に適切な位置に表示するものとする。

(現地測量「DMデータファイルの作成・更新」)

第19条 DM（数値地形図）データファイルの作成は、第18条で作成したデータを盛岡市公共測量

作業規程に定める数値地形図データ取得分類に従ってCD-ROMに記録するものとする。

(道路調査・道路台帳素図作成・道路台帳平面図作成)

第20条 道路法施行規則第四条の二に準じ次の各号に定めるものを調査し、調査内容を道路台帳素図としてとりまとめ、各種表現事項を基準書に従いデータ編集し道路台帳平面図を作成するものとする。

- (1) 道路—道路線（肩）、歩・車道状況、中央帯、道路側溝、隅切、歩道橋（地下・地上とも）  
中心線及び測点
- (2) 鉄道—道路交差部、踏切位置
- (3) 河川—道路と効用を兼ねる部分
- (4) 地形—家屋、耕地、山林、原野等
- (5) 道路の区域の境界線（道路改良、区画整理等境界確認できるもののみ記入）
- (6) 市町村、大字及び字の名称及び境界線
- (7) 道路幅員が 0.5m以上変化する個所毎における当該箇所の道路幅員
- (8) 車道幅員が 0.5m以上変化する個所毎における当該箇所の道路幅員
- (9) 曲線半径
- (10) 縦断勾配
- (11) 路面の種類
- (12) トンネル、橋、渡船施設及びこれらの名称
- (13) 道路と交差する施設
- (14) 道路—道路法上の道路全路線について、その種別及び名称。その他の道路については種別を記載する。
- (15) 鉄道—鉄道管理者名及び路線名称を記載する。
- (16) 河川・堰等—名称及び流末方向を記載する。
- (17) 道路付属物—ガードレール、ガードパイプ、ガードロープ、防雪柵、落石防止柵、道路照明灯、カーブミラー、縁石、道路標識（管理者設置分）、視線誘導標、点字ブロック
- (18) 道路占用物件—電柱、電話柱、消火栓、マンホール、アーケード、公衆電話、街路灯、信号機、鉄塔、防火水槽、公衆便所、墓
- (19) その他

(測定基図作成)

第21条 本作業は、前条で作成した道路台帳平面図データに以下の条件のいずれかに該当した場合、区割線を設定し、横断要素別（道路部、歩道部、中央帯等）の測定基図（区間データ）を作成するものとする。

- (1) 行政界が変わったとき。
- (2) 道路幅員が50cm以上変わったとき。

- (3) 道路種別が変わったとき。
  - (4) 路面種別が変わったとき。
  - (5) 横断構成要素が変わったとき。（歩道、中央帯、安全施設、側溝）
  - (6) 道路の改良区分、未改良区分が変わったとき。
  - (7) 供用、未供用の状態が変わったとき。
  - (8) 交通可能、不能の条件が変わったとき。
  - (9) 改良、未改良区間の旗上げ
  - (10) 区割番号
  - (11) 重用部の明記
  - (12) その他、発注者の指示によるもの
- (座標測定作業)

第22条 本作業は、測定基図より区間毎の面積、延長の測定値を求めるものとする。なお、区間のポリゴンには、路線番号、区間番号その他必要な属性項目を入力し、調書データ集計、分類に必要な区間情報を作成するものとする。

(道路関連データ作成)

第23条 本作業は、測定基図を主なデータ源として、項目ごとに道路法施行規則の様式（第四条の二関係）に従ってデータを作成するものとする。

(電算処理)

第24条 本作業は、座標測定作業及び道路関連データ作成において作成計測された区間情報を基に、電算処理により道路台帳調書に必要な全ての項目について修正するものとする。データ化された道路台帳調書データについて電算集計を行い、マスターデータを作成するものとする。

(調書作成)

第25条 本作業は、マスターデータに対し、プログラム処理によりマッチングを行い各データに脱落や重複がないかを総合的にチェックし、前年度データと整合をはかりながら調書データを作成し、管理上必要となる調書について出力するものとする。

(網図作成)

第26条 本作業は、更新により路線形態が変更になった箇所について道路中心線をマップデジタイズ手法にて入力・修正し、ベクトルデータ化するものとする。入力された道路網データにおいては、属性として、路線番号を入力するものとする。作成した道路中心線データをもとに、都市計画図及び森林基本図等を背景に出力を行い、認定路線網図を作成するものとする。

(網図製本)

第27条 出力した認定路線網図について、盛岡・都南地区に係る部分について糊付け製本を実施し網図製本を作成するものとする。

(網図バインダー用)

第28条 出力した認定路線網図について、盛岡・都南地区に係る部分及び玉山地区に係る部分に対し簡易製本を実施し網図バインダー製本を作成するものとする。

(調書糊付け製本)

第29条 市道認定情報(路線名・路線番号・起終点地番・認定供用開始月日等)を記載した調書について、盛岡・都南地区に係る路線を出力し糊付け製本を行い、盛岡市認定路線名調書を作成するものとする。

(調書簡易製本)

第30条 市道認定情報(路線名・路線番号・起終点地番・認定供用開始月日等)を記載した調書について、玉山地区に係る路線を出力し簡易製本を行い、盛岡市認定路線名調書を作成するものとする。

(道路部データ構造化)

第31条 現地測量にて取得した道路部データを用い、構造化データを作成するものとする。作成したデータは共用空間データとして利用するものとする。

(図面変換データ作成)

第32条 盛岡市全域の市道認定路線について図郭単位にそれぞれD X F、DWG、P D F形式のファイルを作成するものとする。また、発注者が運用する道路情報管理システム用データも併せて作成するものとする。

なお、作成されたセットアップ用データの取り扱いについては道路情報管理システム運用会社と綿密なコミュニケーションを図るものとし、セットアップ作業等において追加の費用が生じた場合は受注者負担とする。

なお、データ作成の詳細数量は以下のとおりとする。

- |                             |     |
|-----------------------------|-----|
| (1) 道路現況図D X F・DWG・P D Fデータ | 65面 |
| (2) 道路台帳図P D Fデータ           | 65面 |
| (3) 道路情報管理システム用データ          | 1式  |

### 第3章 成 果 品

第33条 本作業における納入成果品は下記の通りとする。

(1) 道路現況平面データ

- |                                   |    |
|-----------------------------------|----|
| ア 道路現況平面データ(共用空間データ)(S h a p e形式) | 1式 |
| イ メタデータ                           | 1式 |

(2) 道路台帳データ等

- |             |     |
|-------------|-----|
| ア 修正台帳平面データ | 各1部 |
| イ 道路台帳図製本   | 各1部 |
| ウ 編集箇所図製本   | 各1部 |

(3) 市道網図、データ及び認定路線調書

- ア 市道網図製本 14冊（盛岡地区：図郭割無し12冊、図郭割有り2冊）  
イ 網図バインダー用 1式  
（図郭割無し35冊、図郭割有り3冊、計38冊（盛岡地区：16冊、玉山地区：19冊＋3冊））  
ウ 市道網図データ 1式  
エ 認定路線調書 製本 51冊  
（盛岡地区：糊付け製本29冊、玉山地区：簡易製本22冊）

(4) 道路台帳調書

- ア 道路台帳 1式  
イ 現況調書 1式  
ウ 橋梁台帳 1式  
エ 5号様式調書 1式  
オ 交差台帳 1式  
カ トンネル台帳 1式  
キ 道路現況（総括）台帳 1式  
ク 道路現況（独立専用自歩道）台帳 1式  
ケ 道路現況（部分自歩道）台帳 1式  
コ 安全施設調書 1式  
サ 道路増減調書 1式  
シ 道路橋梁調書 1式  
ス 道路橋梁調書（移動調書） 1式  
セ 各種報告様式対応 1式  
ソ 道路情報管理システム用調書データ 1式

(5) 図面変換データ

- ア 道路現況図D X F・DWG・PDFデータ 65面  
イ 道路台帳図PDFデータ 65面  
ウ 道路情報管理システム用図面データ 1式